

# 法律全書

2024年06月27日

改正

# 一章

## ワールド内法

## 1条 チート使用禁止法

何人もワールド内において、チートの使用及びその準備をしてはならない  
罰則：違反者は、永久BAN（仮停止なし）別名：終身BAN

## 2条 サーバー攻撃禁止法

・何人も、サーバー及び、サーバーソフトに攻撃を行い、落とすなどの行為をしてはならない  
罰則：永久BAN（仮停止なし）別名：終身BAN

## 3条 ワールド攻撃禁止法

・何人もNBTやHorion、クラッシュするようなアイテムを使いワールドを落としてはならない  
罰則：永久BAN（仮停止なし）別名：終身BAN

## 4条 サーバー破壊罪

・サーバーを復旧不可の状態にまで荒らした者に適用される罰則  
罰則：6週間以上の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）又は（仮停止なし）

## 5条 ワールド破壊罪

・ワールドを復旧不可能な状態にまで荒らした者に適用される罰則  
罰則：4週間以上の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）又は（仮停止なし）

## 6条 荒らし罪

・ワールド及びサーバー内において、荒らし行為を行った者に適用される罰則  
罰則：永久BAN（仮停止あり）  
「重度：永久BAN（仮停止なし）」  
「軽度：1週間以上の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）」

## 7条 荒らし等準備罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、荒らし等の準備を行ってはならない  
罰則：3週間以下の有期BAN

## 8条 拳銃取り扱い法

・何人も運営により承認された場所以外で拳銃の発砲及びその準備を行ってはならない

罰則：2週間以下の有期BAN

## 9条 列車往来危険罪

・何人も走行及び営業を行っている列車の妨げ及びその様な行為を行ってはならない

罰則：2週間以下の有期BAN

## 10条 使用禁止物使用罪（使用禁止物の使用）

・何人もワールド及びサーバーにおいて、使用禁止物（TNT，リスポンアンカー等）を使用又は所持してはならない

罰則：5日以上の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）

## 11条 殺人罪

・何人もプレイヤーに危害等を加えてはならない

罰則：10日以上有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）又は（仮停止なし）

## 12条 公然わいせつ罪

・何人も公然の場で、わいせつ物を他人に見せるなど、わいせつな事をしてはならない

罰則：永久BAN（仮停止あり）

## 13条 建築物破壊罪

・何人も他人が作成した建築物を破壊してはならない

罰則：4週間以下の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）

## 14条 窃盗罪

・何人も他人の所有物，専有物を盗取してはならない

罰則：3日以上1週間以下の有期BAN

## 15条 建設基準法

一項 ストラクチャーブロックの使用を原則禁止

fillコマンド使用時は、ワールド総管理長の許可を必須とする

罰則：8週間以下の有期BAN

二項 ワールド及びサーバーに多大な負荷を生じさせるような建築の禁止

罰則：4週間以下の有期BAN

## 16条 鉄道営業法

1項「鉄道営業条件の厳守」

・鉄道営業条件の、「安全性」「輸送力」「法律への遵守」のうち1つでも欠けた場合、次の通りに罰せられる

罰則：16週間以下の営業停止処分

二項「車内案内表示器の取り付け義務」

・鉄道事業者は、鉄道車両に、車両案内表示器を設置しなければならない  
ただし、以下のいずれかの条件に該当する車両は、これを適用しない

一、当法の施行以前に製造された車両

二、国鉄やJRなど、古い車両を再現した車両

三、比較的小規模な鉄道路線の車両（全長1km未満）

罰則：8週間以下の営業停止処分

## 17条 ワールド過負荷罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、過剰に負荷をかける行為をしてはならない

罰則：1週間以下の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）

## 18条 虚言罪

・何人も他人に重大な嘘を言ってはならない

罰則：1週間以上3週間以下の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）

## 19条 鉄道車両等使用法

何人も、サーバーに参加し、鉄道車両を使用した場合、サーバーから退出する際に、使用した車両をkill（消す）しなければならない

## 20条 なりすまし防止法

- ・何人も他人になりすまし、荒らし及び他の罪を犯してはならない
- 罰則：2週間以下の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）又は（仮停止なし）

## 21条 違法建築禁止法

- ・何人も、他人の土地で無許可で建築等をしてはならない
- 罰則：5日以上4週間以下の有期BAN

## 22条 独裁禁止法

- ・何人もワールド総管理長に就任後に、職権を乱用し、独裁的政治を行ってはならない
- 罰則：永久BAN（仮停止あり）もしくは（仮停止なし）

## 23条 他人への悪戯禁止法

- ・何人も、放置中のプレイヤー及びそうでないプレイヤーにも悪戯をしてはならない
- 罰則：3日以上2週間以下の有期BAN

## 24条 建築物無許可改造禁止法

- ・何人も、他人が建造した建築物を無許可で改造等をしてはならない
- 罰則：8週間以下の有期BAN

## 25条 喧嘩防止法

- ・何人も鯖民同士、運営同士での喧嘩をしてはならない
- 罰則：5日間の有期BAN

## 26条 チャット欄過負荷罪

- ・何人もワールド及びサーバーにおいて、チャット欄内にて過剰に負荷をかけてはならない。尚、要信用者については、これを適用をしない
- 罰則：1日以上2日以下の有期BAN 但し、初犯は嚴重注意

## 27条 軽犯罪

- ・何人も比較的軽い罪等を犯した者に適用される
- 罰則：3日以下の有期BAN

## 28条 暴言罪

- ・何人も他人に暴言をはいてはならない
- 罰則：1週間以下の有期BAN又は永久BAN（仮停止あり）

## 29条 公職選挙法

- ・選挙の規定に関する法律

- 第一項、選挙は偶数月に実施する事
- 第二項、選挙期間中において、不正な選挙買収行為は禁ずる
- 第三項、立候補開始から5日以内に投票が実施されなかった場合、その立候補は無効とする
- 第四項、立候補実施時、前総管理長は総管理長及び、副管理長に人員を推薦する事が出来る
- 第五項、上記第四項について、其々(それぞれ)に立候補者が一人でもいる場合推薦は無効とする
- 第六項、原則として立候補者は、総管理長と副管理長のどちらか一方にのみ立候補可能とする
- 第七項、上記第六項について、両方に立候補が行われた場合、その立候補はどちらも無効とする
- 第八項、立候補中に法違反等により処分を受けた場合、その立候補は無効とする
- 第九項、立候補者が其々(それぞれ)1人の場合、投票を省略する事が出来る
- 第十項、他人の名前を使用するなどの悪意のある立候補を行った場合、なりすまし防止法違反となる
- 第十一項、全ての立候補について他の市長又は総管理長・副管理長の兼任を認める
- 第十二項、総管理長・副管理長・丸ヶ崎市長・南葉市長のいずれか二つについて立候補が決まらなかった場合、次期選挙(二ヶ月間)までその選挙の延期を認める

罰則：8週間立候補禁止もしくは10週間立候補無効

## 30条 重犯罪

- ・軽犯罪による前科が立て続けに5回以上続いた場合、6回目以降はこれを適用する
- 罰則：1週間以下の有期BAN

### 31条 市町村領域・範囲基準法

z座標における各市町村の領域・範囲を以下のように明確化する

- ・丸ヶ崎市 - - - Z座標-1000~+1600
- ・南葉市 - - - Z座標+1601~+4200
- ・敷田町（しきだちょう） - - - Z座標+3500~+4200

### 32条 共謀罪（サーバー破壊等準備罪）

- ・サーバー破壊に関する作戦会議等をしてはならない
- また、サーバー破壊に使用するソフトなどを準備してはならない
- 罰則：満38週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

### 33条 使用禁止モブ使用罪

- ・荒らしの手助けとなるようなモブ【エンダークリスタル、ガストなど】を使用してはならない
- 罰則：2週間以下の有期BAN

### 34条 スパイ防止法

- ・従業員として一般人に紛れ込んだ状態等で、スパイ活動をしてはならない
- また、SNS(Twitter・facebook・Instagram等)を用いて、荒らし等の準備を行うような呼びかけをしてはならない
- 罰則：満8週間の有期BAN
- 重度：満24週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

### 35条 執行猶予法（しっこうゆうよ）

- ・有期BANの期間が4週間以下の場合、2週間以上12週間以下の範囲で処分の執行の猶予を可能とする
- また、猶予期間は、有期BANの期間より長い期間を設けなければならない

### 36条 市長基本法

- ・法律で定められている各市（市町村法参照）において、選挙を用いて市長を決定する事が出来る。なお、市長の正式な任命は総管理長が行う事とする。
- また、市長の任期は、満二ヶ月とする



### 37条 市長選挙法

・市長を決定する選挙は、任期満了時又は辞任時に市長が不在になった際その都度実施可能とする。なお、選挙は、市長の不在確定から5日以内に開始しなくてはならない

### 38条 市町村法

・以下を市町村として認定する  
なお、新たな市町村の認定には総管理長の認証を必要とする。(代理は不可)  
又、市町村の面積は、Z座標において1000座標以上必要とする  
丸ヶ崎市  
南葉市  
敷田町  
淵ノ江市

### 39条 BAN仮停止法

・何人も仮停止有りの永久 BAN になった者は、一定の期間経過後、運営の判断により仮停止を受けられる。仮停止から1ヶ月間何事もなければ、完全停止(処分終了)となる。なお、1ヶ月以内に罪を犯した場合は、仮停止を受けられなくなる  
罰則：永久BAN(仮停止なし)

### 40条 BAN回避禁止法

・BAN処分の回避の為に、別垢で鯖に入り、運営や鯖主を誤魔化するような行為をしてはならない  
罰則：満三ヶ月の有期BAN

### 41条 荒らし団体等対策法

・荒らし等を行う「団体」又は「組」を結成する事を禁ずる  
また、このような団体を結成して荒らし等を行った場合、通常のBAN期間+3週間となる  
罰則：該当の法の罰則+3週間

### 42条 スпам発言禁止法

・何人もマイクラフトやディスコード等のチャットで悪意を持った上でメッセージを連続的に送信してはならない  
罰則：4週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

## 43条 鉄道安全保障法

- ・旅客営業運行を行う各鉄道は事故等発生時、車両及び路線の安全確認を含め最低10分間は運行を止めること
- 罰則：2日間の営業運行停止処分

## 44条 バス路線等運行基準法

- 1項、バス停留所間は最低20m(ブロック)は空けること。  
又、他社のバス停留所は含めない事とする。
  - 2項、夜行バスの表記が無いバスは、次に定める時間帯の運行を禁ずる。  
なお、この時刻は現実世界の時間を元にする。  
「夜中1時30分～早朝4時」
  - 3項、上記2項について、総管理長に許可を得た場合は適用しない
- ※上記全てにおいて、「高速路線バス」「夜行路線バス」「夜行バス」は除く
- 罰則：2日以下の営業停止処分

## 45条 不正参加取締法

- ・BAN処分期間中であるにも関わらず処分当該垢でワールド又はサーバーに参加した者は以下の通り罰する。
- 罰則：5日以上4週間以下の有期BAN  
(永久BAN処分中の者は上記期間中の永久BAN仮停止審査は実施しないものとする)

## 46条 有期BAN法

- 一項、
  - ・有期BANの期間は違反全てに対する罰則の期間を合算するものとする。
- 二項、
  - ・上記一項について、有期BANの期間は満48週間(12ヶ月)までとする。
  - ・上記期間を超える場合は、永久BANを適用するものとする。

## 47条 MTC利用法

- ・MTC車両の連結は三両までとする。  
また、車両の設置は、二編成までとする。  
但し、予め申告があった場合は適用しないものとする。
- 罰則)  
事業者に対する場合：3日間の営業停止  
個人に対する場合：  
2週間以下の有期BAN または、  
「ワールド過負荷罪」の罰則を適用するものとする。

## 48条 共通法適用基本法

- ・「ワールド内法」「ディスコード内法」にて、一方にのみ制定されている法(罪)について、両方に制定する事が望ましい法(罪)については、共通法欄を設け、(～条)の形で法律一覧に記載する事により、制定の無い方の場合でも適用出来るものとする。

## 49条 鉄道敷設法

一項、  
市長の許可無く鉄道を敷設してはならない  
又、複数の市を跨ぐ場合、各市長の許可がなくてはならない

二項、  
他の鉄道と並行(同一方向)に敷設する場合  
500m(ブロック)以上間を空けること  
但し、同一会社の場合はこれを問わない

三項、  
各市に無断で鉄道が敷設された場合  
また、上記二項に反する敷設が行われた場合、  
該当する市は強制的に鉄道を撤去する事ができる

四項、  
鉄道の敷設は、「建築基準法」に基づいて行うこと

# 二章

## 各市条例

## <丸ヶ崎市>

### 1条 鉄道事故補償条例

・丸ヶ崎市内に本社を設置又は丸ヶ崎市内を営業運行する鉄道等において、次で定めるような種類の事故が発生した場合に、最大一千万円の補償金を市から受取る事が出来る。

人身事故

踏切事故

－受取る事が出来る金額－

- 影響人数1万人未満 → 三百五十万円
- 影響人数1万5千人未満 → 五百万円
- 影響人数1万5千人以上 → 一千万円

## **<南葉市>**

### **南葉市条例**

**第一条** 豆腐建築等の建築物は原則認めない

**第二条** 条例確定以前に竣工した建物はこの限りでは無い

**第三条** 建築をする際は「ちーさら」「甘栗」等の動画の視聴を推奨する

**第四条** 建設する土地の区画を必ず確認する

# 三章

## ディスクコード内法

## 1条 言葉によるいじめ防止法

- ・何人も、罪のない者や、他人に暴言など、悪口を言ってはならない
- 罰則：3週間以上の有期BANもしくは永久BAN（仮停止あり）

## 2条 Bot荒らし禁止法

- ・何人も、Botを利用して荒らしたりしてはならない
- 罰則：永久BAN（仮停止なし）

## 3条 無許可メッセージ削除禁止法

- ・何人も無許可で他人のメッセージを消してはならない
- 罰則：5日以下のタイムアウト

## 4条 無許可Bot追加禁止法

- ・何人も、無許可でBot等を追加してはならない
- 罰則：10日以下のタイムアウト

## 5条 ロール名無許可変更禁止法

- 罰則：2日以上1週間のタイムアウト

## 6条 個人情報保護法

- ※アカウントセキュリティ対策あり
- ・何人も他人の個人情報を晒すなどの行為をしてはならない
- 罰則：10週間の有期BAN または、永久BAN（仮停止あり）
- ※重大の場合、（仮停止なし）もあり

## 7条 PCウイルスに関するリンクの送信禁止法

- ・何人も、他人の名前を悪用してウイルスを作り出し、リンクを送り付ける行為や他人のコンピューターをウイルスに感染させ、パソコンを使えなくするような行為をしてはならない

罰則：※他人の名前を悪用し、ウイルスを作ってリンクを貼りだし、スマホやPCウイルス感染させ、使えなくした場合

→永久BAN（仮停止なし）別名：終身BAN&ブラックリスト処分

※他人のスマホやPCにコンピューターウイルスに感染させるようなリンク

→仮停止なし&仮停止ありの永久BAN・24ヶ月の有期限BAN



## 8条 サーバー悪用禁止法

・何人も運営以外，コマンドやロールを勝手にいじったりするような行為をしてはならないまた，ロール権限の悪用はしてはならない。

ロールメンション荒らしも厳罰対象とする

罰則：満3週間の有期BANもしくは永久BAN(仮停止あり)

## 9条 他人のイラスト作品無許可使用罪

・他人が投稿したイラスト作品を無許可で使用・転載してはならない

※手本となる方や参考についてはこれを適用しない

罰則：20日間タイムアウトまたは満2週間の有期BAN及び

5週間イラスト使用禁止処分

## 10条 ブラックリスト法

・サーバー破壊等荒らしをした者に適用される

ブラックリストに適用される例：

1. 重度の荒らし
2. ウイルス感染等サーバー電子機器の破壊で復旧不可にした状態
3. Discord鯖を復旧不可にまでサーバー破壊にBotでの荒らし

## 11条 不正アクセス禁止法

・何人も他人のアカウントへ不正にアクセスしてはならない。また、不正にアクセスした上で下記のことをしてはならない

1. サーバーを荒らすなどの行為
2. サーバーを悪用するなどの行為
3. 不正アクセスにより入手した情報を公開する行為
4. アカウントを乗っ取るなどの行為
5. 不正アクセスで入手した情報で偽SMSメッセージなどを送る行為
6. 不正アクセスで入手した情報で電話をかけるなどの行為

罰則：永久BAN(仮停止なし) 悪質な場合、ブラックリスト登録有

## 12条 ポルノ発言禁止法

・何人も、他人に対し、性行為などや服間を出させるような発言及びそのような行為をしてはならない

また、他人にわいせつな行為させてはならないまた、下品な建築はしてはならない

罰則：2週間の有期BAN, 又は永久BAN(仮停止有り)

### 13条 ヘイトスピーチ規制法

・鉄道会社に対する差別や嫌がらせ 及び、いじめ・差別行為をしてはならない  
また、無実の人にいじめ行為をしてはいけない。

表現による嫌がらせや差別、及び無差別や嫌がらせは認められない

罰則：4～8週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

### 14条 脅迫メッセージ禁止法

・殺害予告, 爆破予告, サーバー攻撃予告のようなメッセージで鯖民に脅すような行為してはならない

罰則：満3か月の有期BAN, 又は永久BAN(仮停止あり)

### 15条 鯖内での喧嘩防止法

罰則：3日間の有期BAN

# 四章

## 共通法

## 以下に記載する各法を共通法とする

### ワールド内法より

18条	虚言罪
20条	なりすまし防止法
22条	独裁禁止法
25条	喧嘩防止法
27条	軽犯罪
28条	暴言罪
30条	重犯罪
32条	共謀罪
34条	スパイ防止法
42条	スパム発言禁止法
46条	有期BAN法

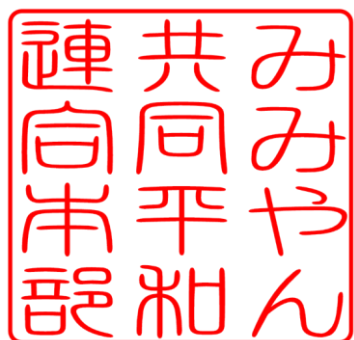
### ディスコード内法より

10条	ブラックリスト法
11条	不正アクセス禁止法
12条	ポルノ発言禁止法
14条	脅迫メッセージ禁止法
15条	鯖内での喧嘩防止法

以上

本書の複製・転写を禁ずる。

著作権者の許可なく一部又は全部を引用・抜粋することを禁ずる。



総管理長	公安部	運営部
総管理長 24.06.27 ともひろ	公安部 24.06.27 さとー	運営部 24.06.27 りっきー